

議案第 20 号

日出町個人情報保護条例の一部改正について

日出町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日出町個人情報保護条例（平成 15 年日出町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項第 1 号中「第 52 条第 1 項」を「第 52 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

統計法（平成 19 年法律第 53 号）の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。